

大阪信用保証協会 保証商品一覧(新型コロナウイルス関連)

制度名称	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金			経営安定サポート資金(経営安定資金)			セーフティネット保証		危機関連保証
	①	②(4号認定)	③(5号認定)	4号認定	5号認定	危機関連	4号認定	5号認定	
ご利用いただける方	府内において1年以上継続して事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、最近1ヵ月の売上高が前年同月に比して10%以上減少しているもの	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定書を受けてから30日以内に融資申込を行ったもの	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定書を受けてから30日以内に融資申込を行ったもの	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営む中小企業者のうち、金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能であり、中小企業信用保険法第2条第6項に該当する者として市町村長の認定を受けてから30日以内に融資申込を行ったもの	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者	中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者
お使いみち	運転資金 設備資金	経営安定に必要な運転資金・設備資金		経営安定に必要な運転資金・設備資金			経営安定に必要な運転資金・設備資金		経営安定に必要な 運転資金 設備資金
ご融資限度額	2億円うち 有担保2億円 無担保8,000万円	2億円うち 有担保2億円 無担保8,000万円	2億円うち 有担保2億円 無担保8,000万円 特別小口保険に係る保証 2,000万円	2億円うち 有担保2億円 無担保8,000万円	2億円うち 有担保2億円 無担保8,000万円 特別小口保険に係る保証 2,000万円	2億円うち 有担保2億円 無担保8,000万円 特別小口保険に係る保証 2,000万円	2億8,000万円うち 有担保2億円 無担保8,000万円 特別小口保険に係る保証2,000万円	2億8,000万円うち 有担保2億円 無担保8,000万円 特別小口保険に係る保証2,000万円	2億8,000万円うち 有担保2億円 無担保8,000万円
ご融資期間	7年以内(据置1年以内)			7年以内(据置1年以内) ただし運転資金のみの場合は据置6ヵ月以内			10年以内 (据置2年以内)		10年以内 (据置2年以内)
ご融資利率	固定年 1.2%			金融機関所定利率			固定年 1.2%		金融機関所定利率
信用保証料率	責任共有基本体系 有担保 年 0.32%~1.62% 無担保 年 0.45%~1.90%	年 0.90%	年 0.80%	年 0.90%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.90%	年 0.80%	年 0.80%
返済方法	毎月元金均等分割返済			毎月元金均等分割返済			原則均等分割返済		原則均等分割返済
保証人	原則として法人代表者以外は不要			原則として法人代表者以外は不要			原則として法人代表者以外は不要		原則として 法人代表者以外は 不要
担保	必要に応じて徴求			必要に応じて徴求			必要に応じて徴求		必要に応じて徴求

※お申込みに際しましては、当金庫及び大阪信用保証協会の審査をさせていただきます。
※審査の結果、ご希望に沿いかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。